

# 明治14年会計法と15年改正

——大蔵省と会計検査院の権限をめぐる——

長山 貴之

## I はじめに

以前に詳述したように<sup>(1)</sup>、我が国の予算制度は明治9年大蔵省出納条例<sup>(2)</sup>によって初めて体系化された。その後、明治11年検査条例<sup>(3)</sup>によって会計検査を中心とした予算制度の更なる整備が行われ、ついに明治14年会計法の制定に到る。周知の通り、戦前における我が国の予算制度は会計法によって規定されていた。その「会計法」という名称の嚆矢は、明治14年会計法である。明治14年会計法は包括的であると同時に、従来の予算制度、特に編成・審議手続を大きく変更するものであった。しかし明治14年の政変による大隈重信らの失脚を受けて、早くも翌15年には大幅な改正が行われる<sup>(5)</sup>。この改正によって予算の編成・審議手続は旧に復され、決算手続の整備が進んだ。従来の研究では、明治14年会計法における会計検査院の強大な権限ばかりが注目されてきたが、本稿では大隈草案、明治14年会計法、明治15年改正会計法を委細に比較検討することにより、当時の予算制度の全体像を把握したい。なお本稿の末尾には、起草、制定、改正の各段階における会計法とそれに付随する会計検査院章程の全文を掲げている。各条文の修正及び改正点を明示しているので本文と併せて参照さ

(1) 長山貴之「明治九年大蔵省出納条例の構造と機能—明治初期における日本の予算制度」『経済論究（九州大学）』第95号、1996年7月、139-98ページ。

(2) 明治財政史編纂会編『明治財政史』第1巻、丸善、1904年、645-708ページ。

(3) 前掲『明治財政史』第1巻、711-20ページ。

(4) 明治14年太政官達第33号。

(5) 明治15年太政官達第5号。

(6) 小峰保栄『財政監督制度の諸展開』大村書店、1974年、1編1部3章や加藤一明『日本の行財政構造』東京大学出版会、1980年、2章5節など。

りたい。

## II 起 草

明治14年会計法の事実上の起草者は、当時、会計検査院で検査官の役職にあった小野梓であると言われる。これは、小野本人が「当時余は会計部内の一官を拝し、而も会計法と検査院職制章程を起草すべきの責に当りたる<sup>(8)</sup>」と述べていることから確認できる。当時の太政官制下では参議と卿が分離されており、会計部主任には寺島宗則、大隈重信、伊藤博文の3参議が、大蔵卿には大隈と同じ佐賀藩出身の佐野常民が就いていた。小野はいわゆる「大隈一派」であり、会計法の起草が大隈の意を汲んで行われたことは明らかである。以下では、明治14年3月に大隈が太政官に上程した草案<sup>(9)</sup>に基づいて、大隈らが導入を目指した予算制度を詳細に検討する。

### 1. 編成・審議手続

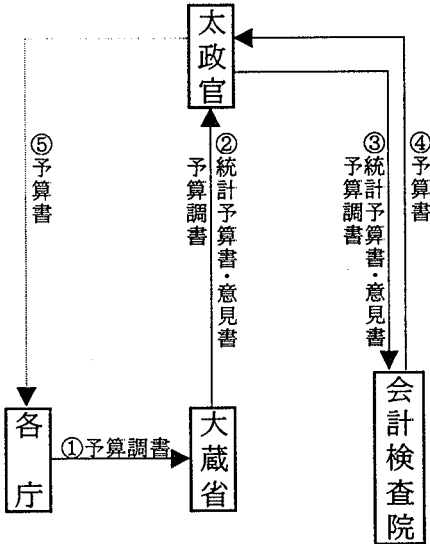
草案における予算の編成・審議手続を図示すると図1ようになる。当時の会計年度は7月1日から6月30日までであったが、各庁はまず前年度の12月20日までに予算調書を大蔵省に送付する。この予算調書には予算科目毎に次年度要求額、今年度予算額、前年度実績額を記載した。ここで言う「実績額」とは、各庁の支出額のことでなく、国庫から各庁への交付額を意味している。当時は国庫が完全には統一されておらず、通常の経費は毎月12分の1ずつ、その他の経費は支出の度毎に、国庫から各省に交付されていた。次に、大蔵省は予算調書に基づいて統計予算書を作成し、予算調書とともに前年度の4月10日

(7) 会計検査院百年史編集室編『会計検査院百年史』正編、会計検査院、1980年、64ページ。

(8) 早稲田大学大学史編集所編『小野梓全集』第4巻、早稲田大学出版部、1981年、210ページ。

(9) 指原安三編「明治政史」上編、吉野作造編『明治文化全集』第2巻、日本評論社、1928年、335-6ページ。

(10) 早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』第3巻、早稲田大学社会科学研究所、1960年、462-71ページ。



出所：「会計法草案」より作成

図1 編成・審議手続（草案）

までに太政官に提出する。この時、各庁の要求額を増減する必要があると大蔵省が考えるなら、各庁の要求理由とそれに対する大蔵卿の意見とを詳記して太政官に提出することができる。太政官がそれらを直ちに会計検査院に送付すると、会計検査院は4月15日から検査官会議を開き、予算調書、統計予算書、大蔵卿意見書を審査する。検査官会議は5月20日までに議了し、予算書を太政官に提出する。太政官は予算書を審議し、6月5日までに決定する。草案の編成・審議手続はここで終わっているが、決定された予算書は当然各庁に

布達されるものと思われる。また草案には予算書の公布規定が存在しないが、これは公布そのものを否定している訳ではなく、公布を慣習として継続することを意図したものである。

予算書の公布に関しては太政官でも議論されたようで、草案第4条の「常用歳入出ハ經常臨時ノ二部ニ区分シ準備歳入出ハ本部減債ノ二部ニ区分ス」という規定に対し、「準備金ノ出納タル官庁間ニ明示スルハ妨ケナシト雖モ一般ニ公布スルハ些ノ難キ者アラン然ルニ今之カ歳入出ヲ区別スヘシト明掲スルトキハ或ハ自家撞着アルヲ免レサルナキヲ保シ難シ商量ヲ乞フ」という意見が出された。(11) 準備金会計の予算公布、延いては決算公達に繋がりがかねない準備歳入出の区分明示を否定するのが意見の趣旨ではあるが、その背後には、常用金会計の情報開示は既成のことでもありやむを得ないという考えがある。政府内におけ

(11) 前掲『大隈文書』第3巻、471ページ。

る当時の一般的な見解は、予算は公布せざるをえないが、その対象はできるだけ制限したいというものであった。この第4条は結局修正されなかったが、準備金会計の詳細も公表されないままであった。

編成・審議手続中、最も興味深いのは会計検査院の予算「審査」権であろう。この制度については起草当時から批判があり、小野もその特異性を認識していた<sup>(12)</sup>。それを認めた上で、「予算を審査し及び之を決するの権は実に国会に在り」、「然るに今や我邦未だ国会の設けあらず」、「行政官以外に立て一種司法の資格を帯ぶる会計検査院をして其審査に従事せしめんと欲する耳<sup>(13)</sup>」と主張したのである。ここで重要なのは、会計検査院に付与されるのは本来国会が持つべき予算審議権だけであって、編成権は含まれないという点である。会計検査院は、当時国権の最高機関であった太政官から、予算審議権の大部分を「審査」権として委譲される。しかし、予算を調製するのはあくまで行政官であり、予算の編成機能は大蔵省が依然として担う。問題を複雑にするのは、この予算編成機能には査定機能が含まれないということである。大蔵省は、意見書を添付することはできても、統計予算書に自らの意志を直接反映させることはできない。統計予算書の内容は、あくまで予算調書の集計値なのである。しかし、会計検査院と大蔵省精算局<sup>(14)</sup>の前身である大蔵省検査局は、制度上に限れば査定機能を有していた。大蔵省の予算査定機能がいつ確立したかについては諸説があるが、当時の予算制度には運用面での問題が絶えずつきまとうため、明確な解答を得にくい。ここでは、明治14年会計法を起草する段階では、まだ大蔵省の予算査定権が確立していなかったことだけを確認しておこう。この問題については、運用面も含めて次節で詳述することにする。

## 2. 執行・報告手続

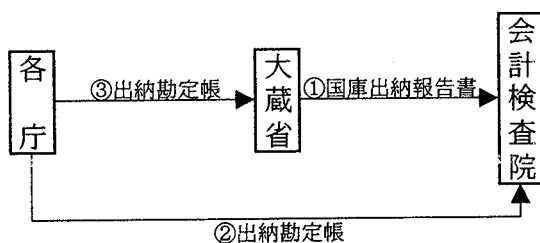
会計法は予算の執行手続にほとんど触れていない。草案には第25条に「国庫

(12) 前掲『小野粹全集』第4巻、210ページ。

(13) 前掲『小野粹全集』第4巻、211ページ。

(14) 明治14年6月19日、調査局に名称変更。現在の主計局に当たる。

ノ出納ハ別段ノ出納条規ニ拠リ大蔵卿之ヲ管理ス」とあるが、この条文は全く修正されずに明治 14 年会計法に取り入れられ、明治 15 年改正会計法に引き継がれる。これらの条文を受けて明治 16 年国庫出納条規<sup>(15)</sup>が制定された。この法令には伝票制度に関する規定が含まれるが、加藤(1980)の言うように「伝票制度をとりながら伝票に副書するという検査機能を放棄し<sup>(16)</sup>」たものであり、明治 9 年大蔵省出納条例における伝票制度とは意味合いが異なる。



出所：「会計法草案」より作成

図 2 報告手続（草案）

会計法は一貫して、予算執行に伴う報告手続を重視している。草案における報告手続を図示すると図 2 のようになる。大蔵省は毎日、国庫出納報告書を会計検査院に送付する。報告書には、前日における国庫の出納科

目、金額、理由を記載する。また各庁は、毎月の出納勘定帳を翌月 20 日までに会計検査院と大蔵省に送付する。出納勘定帳は歳入と歳出とを区分し、更に精算の未済と既済とを区別した。なお勘定帳の作成回数は、使府県が 3ヶ月毎、在外公館が 6ヶ月毎というように、組織の規模や地理的条件に応じて異なる。

これらの報告手続のうち、大蔵省が国庫出納報告書を毎日作成するというのは、いかにも過重の負担に思われる。大蔵省から会計検査院に拠点を移そうとしていた大隈らは、会計検査院の権限拡大と大蔵省に対する拘束強化を目論んだ。太政官では「此ハ伝票ヲ発シタル□ノ計算ナルカ尤モ金額科目及事由ヲ詳記シ日々報告スルハ甚タ難シ故ニ従前ノ月報ヲ改テ毎旬報トシ其体□□改正セハ可ナラン<sup>(17)</sup>」（□は虫喰による欠落）という妥協案が出されたが、結局修正は行

(15) 明治 16 年太政官達第 15 号。

(16) 前掲、加藤『日本の行財政構造』、107 ページ。

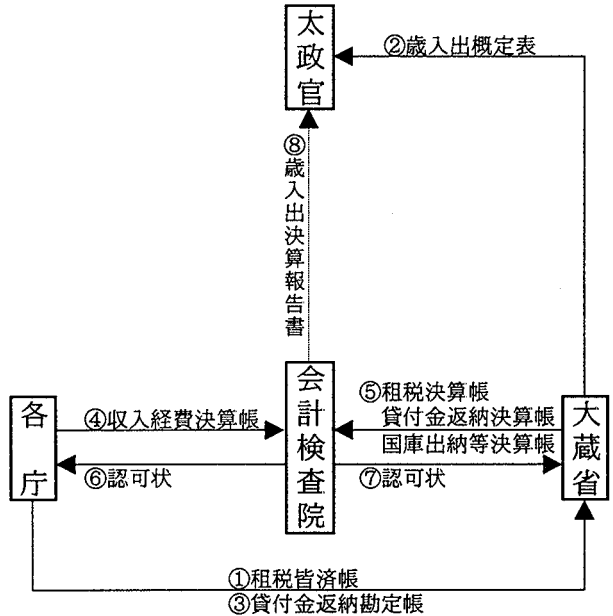
(17) 前掲『大隈文書』第 3 巻、471 ページ。

われず草案のまま成立した。

### 3. 決算手続

草案における予算の決算手続を図示すると図3のようになる。まず各庁は、租税の皆納期限後4ヶ月以内に租税皆済帳を作成し、大蔵省に送付する。租税の納付期限は、税目毎に法令で定められている。当時の代表的な租税を例に取れば、地租が8月31日、10月31日、12月15日、2月28日の年4

回、酒類造石税が4月30日、7月31日、9月30日の年3回であった。<sup>(18)</sup>次いで大蔵省は歳入出概定表を作成し、翌年度の8月25日までに太政官に提出する。歳入出概定表には出納既済額と出納予定額とを科目毎に記載し、出納閉鎖に先立つ決算速報の役割を果たさせた。また各庁は、貸付金の返納収入についても勘定帳を作成し、翌年度の8月30日までに大蔵省に送付する。作業益金、雑収入、諸経費については決算帳を作成し、翌年度の2月28日までに会計検査院に提出する。大蔵省は、各庁から送付された租税皆済帳と貸付金返納勘定帳に基



出所：「会計法草案」より作成

図3 決算手続（草案）

(18) 明治14年太政官達第14号。但し、市街地租は7月31日と1月31日の年2回。

(19) 明治13年太政官布告第40号。なお、酒造免許税は鑑札交付時に納付した。

づいて租税決算帳と貸付金返納決算帳を作成するとともに、自省の専管する国庫出納、国債償還、紙幣支消、準備金収支、起業基金受払についても決算帳を作成し、3月30日までに会計検査院に提出する。会計検査院は、各庁及び大蔵省から提出された各種決算帳を検査し、問題がなければ認可状を交付する。草案の決算手続はここで終わっているが、会計検査院は検査結果を太政官に報告すると考えるのが自然だろう。大隈らが決算手続から太政官を排除しようとしたとは思えない。

会計検査院による認可状の交付期限が条文に明示されていないのは、検査方法がまだ確立しておらず、どれぐらいの時間が必要なか確信が持てなかったためである。実際、当時の決算報告の遅れはひどく、例えば明治10年度歳入出決算報告書が各庁の「為心得」<sup>(20)</sup> 公達されたのは明治16年2月のことであった。

### III 制 定

大隈が太政官に上程した草案は、報告手続や決算手続を中心に幾分修正されたが、根本的な変更は加えられず明治14年4月に成立した。以下では、それらの修正点に留意しつつ、制度の運用実態も踏まえて、当時の予算過程を詳細に検討する。

#### 1. 編成・審議手続

予算の編成・審議手続は字句の修正を除いて、草案のまま成立した。つまり、大蔵省は査定権を含まない予算編成権を保有し、会計検査院は予算審議機能の過半を担うことになった。

ここで、大蔵省の予算査定権の変遷について触れておこう。査定権に関する規定が予算関連法規に初めて現れるのは、明治6年金穀出納順序においてである。「京都大阪二府並諸県」を対象とした「毎年十二月ニ至リ翌全年ノ経費概算

(20) 「為心得」の3文字が付されていたのは、予算書が明治12年度会計まで、決算報告書が明治11年度会計までである。

表ヲ大蔵省ニ於テ編製シ正院へ上申可致筈ニ付各庁所管一切ノ費用翌年ノ目的ヲ立常費臨時費ヲ区分シ詳明ニ列載セル概算帳ヲ作り十一月一五日限同省へ送致スヘシ<sup>(21)</sup>」という規定と、「院省」を対象とした「毎年十一月ニ至リ翌全年其庁所管ノ費用一切ノ目的ヲ立常費臨時費ヲ区分シ詳明ニ列載セル概算帳ヲ作り之ヲ大蔵省ニ送付ス於同省ハ院省使府県ノ概算ヲ集計シテ一表ヲ製シ前年十二月限正院ニ上申スヘシ<sup>(22)</sup>」という規定がそれである。『明治財政史』はこれらに「各官庁ヨリ翌年一切ノ費用ヲ概算シテ毎年十一月一五日ヲ期シ之ヲ大蔵省ニ送致セシメ大蔵省ハ之ニ依拠シテ各其当否ヲ点検査定シ翌年一切ノ経費ヲ具申スルモノトセリ是レ所謂予算ノ方法ヲ各庁経費ノ上ニ施行シタルモノニ似タリ<sup>(23)</sup>」という説明を付している。遠藤(1958)はこの記述を踏まえて、「大蔵省はこの表(引用者註：経費概算表)によって査定をすることとしたから、予算制度の形成はここに一步を進めたといつてよい<sup>(24)</sup>」と主張した。それに対し、加藤(1980)は「この規定は、単に各省各府県の翌年度の経費概算書を大蔵省が一表に編製するだけであつて、『入るを量って出ざるを制する』式の予算査定権を大蔵省に与えるものではない<sup>(25)</sup>」と批判した。これらは条文の解釈に関する議論である。しかしより重要なものとして、大蔵省が実際に予算査定権を行使できたのかどうかという問題がある。

明治8年制定の「収入経費予算調製方<sup>(26)</sup>」は、大蔵省が予算査定権を保有することを明らかに前提としている。この点は、小野の「之(引用者註：予算)を審査するの責は大蔵卿之に当り<sup>(27)</sup>」という記述からも確認できる。しかし同時に小野は「府県の予算は細目を積で小科目を得、小科目を積で大科目を得、能く小より大に及ぼすの正則を得たりと雖も、官省院使の予算は先づ其総額を定めて

(21) 明治6年太政官達第427号第11条。

(22) 明治6年太政官達第428号第8条。

(23) 前掲『明治財政史』第1巻、610-1ページ

(24) 遠藤湘吉「財政制度(法体制準備期)」鶴飼・福島・川島・辻編『講座日本近代法発達史』第4巻、勁草書房、1958年、7ページ。

(25) 前掲、加藤『日本の行財政構造』、85ページ。

(26) 明治8年太政官達第36号及び同無号(5月18日)。

(27) 前掲『小野粹全集』第4巻、208ページ。



而して後に之を小科目若くは細目に及ぼし、所謂の大より小に及ぼすの変則を用ひ、予算決定の後に在て其明細表を追調するを常とせり<sup>(28)</sup>とも述べている。つまり、大蔵省の予算査定権は府県に対してしか機能していなかったのである。『会計検査院史』によれば「各庁予算帳ヲ審査スル方法ハ至テ緻密ナリ今其一端ヲ挙クレハ俸給ヲ調査スルニハ其年度以前某日ノ現員ヲ根基トシ爾后任免増減スヘキ員数ヲ調査シ又官等職名ニ由リ各其成規ニ照シテ其費額ヲ算出スルカ如シ其他ノ費項ニ於ケルモ時々ノ達示特例ニ照合シ細目ヨリ積算シ以テ其総額ヲ査定スルナリ方法此ノ如クナレトモ實際ハ意想ノ外ニ出ツルコト多シ予算ノ方法ハ細ヨリ積ムモノナリト雖トモ各庁ノ要求額夥多ニシテ歳入ヲ以テ支弁スルコト能ハサル時ハ総額ニ就キ歩合ノ節減ヲナシテ決定セラル、コトアリ是ニ於テ各庁ハ此決定額ニ基ツキ大小科目ニ分配シ再度予算帳ヲ編成ス是ヲ以テ検査寮ニ於テ査閲スル所只科目ノ編成書式ノ体裁ニ止マリテ総額ヲ変易スルコト能ハサリシナリ<sup>(29)</sup>」という状態であった。各庁の要求額に枠をはめるという考え方は、現在行われている概算要求基準制度に通じるものがある。しかし、その実態は似て非なるものであった。各庁の予算総額が太政官において大蔵省の頭越しに決定されてしまい、しかもその総額を予算科目毎に配分するのは各庁の権限であったため、大蔵省ができることと言えば、書類の形式的な審査程度に過ぎなかったのである。

その後も明治 9 年大蔵省出納条例の「大蔵卿各官庁ヨリ報告ヲ送呈スルニ随ヒ直ニ之ヲ検査頭ニ付ス検査頭ハ前五箇年或ハ三箇年或ハ一箇年ノ実納実費ヲ対照シ且本年出入ノ多寡ヲ比較シテ其科目ヲ詳カニシ以テ歳入出予算内訳明細簿ヲ作り六月五日ヲ限り大蔵卿ニ進呈スヘシ<sup>(30)</sup>」という規定や、明治 11 年検査条例の「内訳明細簿ノ到達スルニ随ヒ検査局長之ヲ受ケ該簿ヲ整理スルニ当リ先ツ前五箇年三箇年或ハ前一箇年ノ実納実費ト比較照查シ該額ノ増減アルモノニシテ若シ其事由明瞭ナラサルトキハ之ヲ其庁ニ推究スヘキモノトス<sup>(31)</sup>」という規

(28) 前掲『小野粹全集』第 4 巻, 209 ページ。

(29) 会計検査院記録掛編『会計検査院史』会計検査院, 1896 年, 99 ページ。

(30) 前掲『明治財政史』第 1 巻, 669 ページ, 第 6 款第 42 条。

(31) 前掲『明治財政史』第 1 巻, 712 ページ, 第 1 款第 3 節。

定が相次いで設けられたが、大蔵省の予算査定権は機能しないままであった。小野は明治11年検査条例を評して「検査局の権力稍々備はると雖ども、其実況に就て之を伝へば必らずしも然らず、頗る限る所ありしが如し。其故如何となれば、当時検査局の威権は唯り府県の会計に及ぶのみにして中央各庁に及ばず、小を温めて大を凍やす嫌なきを得ざればなり」と言い、その限界を指摘している。『大蔵省百年史』には「大蔵省は各官庁に対し予算の総額を割り当て、科目への配分は各官庁自身にまかせていたため、予算が確定するまでに、たびたび訂正が必要となった。14年度までの予算公布が遅れた理由の一つはここにあり<sup>(32)</sup>」<sup>(33)</sup>という記述があるが、予算総額を決定していたのは太政官であって、大蔵省ではない。

『明治財政史』には「従来予算ノ整理ニ関シテハ大蔵省検査局ノ審査ヲ経シモ十三年三月太政官中ニ会計検査院ヲ設置シ検査局ヲ廃スルニ及ヒ予算ハ検査院ヲシテ審査セシメシ<sup>(34)</sup>」という記述がある。それに対して、『会計検査院百年史』は「会計検査院の職権として規定された予算審査権は、政府の予算帳を集計整理したに過ぎなかった検査寮以来の審査権とは、全く性格を異にし、各部の要求予算について『大蔵省之ヲ調理統計シ会計検査院ノ審査ヲ経内閣ニ於テ決定ス』るものであった(会計法第7条)<sup>(35)</sup>」と述べている。いずれの説明も不十分である。正確には以下のようになる。大蔵省検査局の「審査」と会計検査院の「審査」とでは内容が異なる。大蔵省検査局は、制度上に限れば、査定を伴う予算編成権を有していた。しかし、実際には査定権を行使できなかった。それに対して、会計検査院が担うことになったのは予算の審議機能である。従来、国家の最高機関である太政官が独占していた予算審議権は、その大部分が会計検査院に委譲された。他方で、予算の編成機能は依然として大蔵省精算局が担っている。但し、この編成機能には査定機能が含まれない。つまり大蔵省は制度上

(32) 前掲『小野粹全集』第4巻、281ページ。

(33) 大蔵省百年史編集室編『大蔵省百年史』上巻、大蔵財務協会、1969年、44ページ。

(34) 明治財政史編纂会編『明治財政史』第4巻、丸善、1904年、794-5ページ。

(35) 前掲『会計検査院百年史』正編、63ページ。

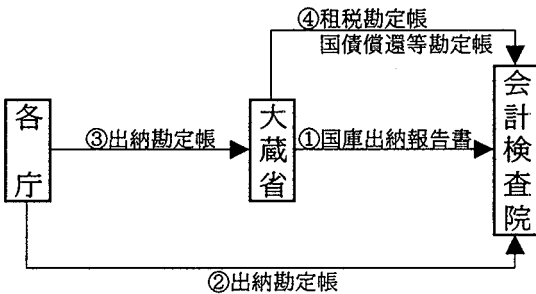
において予算査定機能を失った。しかし、大蔵省は従来から査定権を行使できはしなかったのだから、編成・審議過程に限れば、大蔵省の権限は実質的には縮小していないのである。こうして、機能不全に陥っていた「査定」は予算過程から排除されたが、会計検査院も太政官から委譲された折角の予算審議権をほとんど行使できなかった。<sup>(36)</sup> 明治14年の政変の余波を受けて、会計法が早くも翌15年に改正されてしまうためである。大隈らの思い描いた予算制度は画餅に帰した。

2. 執行・報告手続

予算の執行に際し小科目以上の流用を必要とする場合、各庁は大蔵官の許可を得なければならなかった。許可後、太政官は会計検査院と大蔵省に通知する。この規定は「流用に制限的な意義がある」と評価されている。<sup>(37)</sup> 流用や予算外支出に対する比較的厳格な規定は、軒並み無修正で成立した。

修正後の報告手続を図示すると図4のようになる。大蔵省は国庫出納報告書を毎日作成し、翌日までに会計検査院に送付する。また各庁は出納勘定帳を毎月作成し、翌月20日までに会計検査院と大蔵省に送付する。これらの手続につ

いては修正が行われなかった。つまり図3と同一である。次いで、大蔵省は租税勘定帳と国債償還、紙幣支消、準備金収支、起業基金受払、貸付金及び繰替金返納などの勘定帳を3ヶ月毎に作成し、翌月20日までに会計



出所：「明治14年会計法」より作成  
 図4 報告手続（明治14年）

(36) 前掲『会計検査院百年史』正編，65ページ。  
 (37) 小柳春一郎『会計法』日本立法資料全集4，信山社，1991年，6ページ。

検査院に送付する。

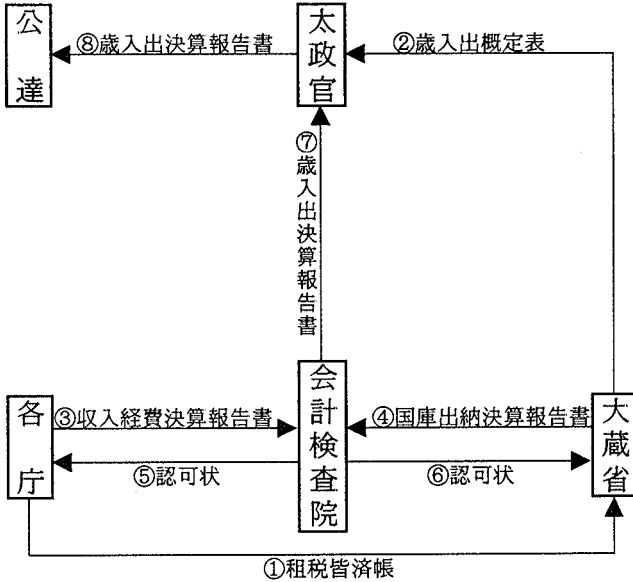
図4の租税勘定帳は、図3の租税決算帳に代わるものである。また国債償還、紙幣支消、準備金収支、起業基金受払の各勘定帳は、図3の国庫出納等決算帳から国庫出納決算帳を除いたものに当たる。つまり、国庫出納決算帳だけは報告手続に移されなかった。貸付金及び繰替金返納の勘定帳は、図3の貸付金返納決算帳に当たる。各庁が大蔵省に送付していた図3の貸付金返納勘定帳はこれと併せて廃止された。なお「貸付」と「繰替」はともに準備金から行われる融資であるが、「貸付」が主に民間向けであるのに対し、「繰替」は官庁への一時的な貸出である。

これらの修正で重要なのは、大蔵省による各種勘定帳の作成頻度が年1回から年4回に増加した点である。大蔵省は国庫出納報告書を毎日、租税以下の各種勘定帳を3ヶ月毎に作成しなければならなくなった。これは、各庁が出納勘定帳を毎月作成するという規定と調和を図ったものであろうが、大蔵省にとっては相当な負担増になる。報告手続の修正は大蔵省に不利なものであり、逆に会計検査院にとっては権限の拡大に結びつくものであった。なおこの修正によって、勘定帳を報告手続以外で用いることがなくなったので、書類の名称区分が明快になった。

### 3. 決算手続

修正後の決算手続を図示すると図5のようになる。まず各庁は、租税の皆納期限後4ヶ月以内に租税皆済帳を作成し、大蔵省に送付する。次いで大蔵省は歳入出概定表を作成し、翌年度の8月25日までに太政官に提出する。また各庁は作業益金、雑収入、諸経費の決算報告書を作成し、出納閉鎖後5ヶ月以内に会計検査院に提出する。出納閉鎖期限は年度終了から8ヶ月後、即ち翌年度の2月28日なので、その5ヶ月後は翌々年度の7月31日になる。大蔵省は国庫出納決算報告書を作成し、出納閉鎖後6ヶ月以内に、即ち翌々年度の8月31日

(38) 準備金の詳細は、高橋誠『明治財政史研究』青木書店、1964年、第2章。



出所：「明治14年会計法」より作成

図 5 決算手続（明治 14 年）

までに会計検査院に提出する。会計検査院は、各庁及び大蔵省から提出された決算報告書を検査し、歳入出決算報告書を作成する。同時に、各庁及び大蔵省の会計主務官吏には認可状を交付する。最後に、会計検査院が歳入出決算報告書を太政官に提出すると、太政官はそれを公達する。

図 5 の収入経費決算報告書は図 3 の収入経費決算帳に、国庫出納決算報告書は同じく図 3 の国庫出納決算帳に当たる。つまり、決算帳のうち決算手続に残されたものは決算報告書に名称を変更された。既に述べたように、報告手続に移されたものも勘定帳に名称を変更されたので、修正後の予算制度には「決算帳」が存在しない。また、会計検査院が各庁及び大蔵省の会計主務官吏に認可状を交付するという規定は、会計法ではなく会計検査院章程に置かれている。草案では、会計法第 42 条に「凡ソ歳入出ノ決算ハ各庁収支ノ決算額ヲ会計検査院ニ証明シ該院ニ於テ其認可状ヲ附与スルモノトス」という規定があり、会計

検査院章程第5条にも「国庫及ヒ各庁収支ノ決算ヲ審査判定シ当該会計官吏ニ向テ決算ノ条ヲ宣告ス」という規定が存在した。これに対して太政官は、会計検査院章程第5条は「会計法第四十二条認可状ヲ付与スルト同意ナルカ」と疑問を呈し、その重複を指摘した。こうして明治14年会計法からは、認可状の付与に関する規定が削除されることになった。

決算手続の主要な修正点は3つある。第1に、多くの決算帳が勘定帳に名称を変更され、報告手続に移された。第2に、決算書類の提出期限が延長された。草案における収入経費決算帳の提出期限が2月28日であったのに対し、収入経費決算報告書のそれは7月31日と5ヶ月間延長されている。また、草案における国庫出納決算帳の提出期限が3月30日であったのに対し、国庫出納決算報告書は8月31日と同じく5ヶ月間延長されている。以上2点の修正意図は、歳入出決算報告書の円滑な公達にあったと思われる。決算書類の作成数を減らし作成期間を延長することによって、収入経費決算報告書と国庫出納決算報告書の精度を向上させる。それによって会計検査院の検査期間が短縮できれば、歳入出決算報告書の円滑な公達が可能となるからである。会計検査院の検査期間が条文に明示されていないのは、検査の遅延を織り込んでのことであろう。第3の修正点は、歳入出決算報告書の公達そのものである。草案には公達に関する規定は存在しなかった。ここで、予算書の公布を規定せずに決算報告書の公達のみを定めたのはなぜかという疑問が生じる。小野もこの点については触れておらず、太政官の修正意見も出ていないので推量の域を出ないが、これは決算報告書の公達がまだ慣習として定着していなかったためと思われる。明治14年4月当時、予算書の公布は既に9回を数えていた。これに対して、決算報告書はやっと明治8年度と9年度分が公達されたに過ぎなかった。予算書の公布は既に定着しており、明文で規定しなくても確実に実行される。しかし決算報告書の公達は、作成が大幅に遅延していたこともあって、取り止めになる恐れがあった。また、人々の関心を集めることが少ない決算報告書に予算書と同程度の重

(39) 前掲『大隈文書』第3巻、464ページ。

要性を与えたいという大隈らの思惑もあっただろう。

#### IV 改 正

明治14年の政変による「大隈一派の辞職<sup>(40)</sup>」を受けて、明治14年10月に参議と卿の分離が解除され、松方正義が参議兼大蔵卿に就任した。松方はすぐさま「会計法ノ改正ニ関スル意見<sup>(41)</sup>」を太政官に提出し、会計法の改正に着手した。この意見の「要領」は以下の6点である。

- 一、予算ノ法ヲ厳密ニシテ天災地殃等ヲ除クノ外一切臨時増費ヲ禁スル事
- 二、決算報告ノ法ヲ定ムル事
- 三、国帑一切ノ収入支出ハ之ヲ挙テ専ハラ財務官ニ帰セシメ各庁ハ其収入支出ノ請求及ヒ切符ノ発行ニ止ムル事
- 四、作業条例ヲ変更シテ会計法ノ一部ニ置キ其検査監督ヲ厳密ニスル事
- 五、大蔵省及ヒ会計検査院ニ於テ各其執務ノ権限ヲ明ラカニスル事
- 六、物品会計ノ法ヲ定ムル事

こうして明治15年1月、改正会計法が成立した。以下では主要な改正点を踏まえながら、当時の予算制度を詳細に検討する。

##### 1. 編成・審議手続

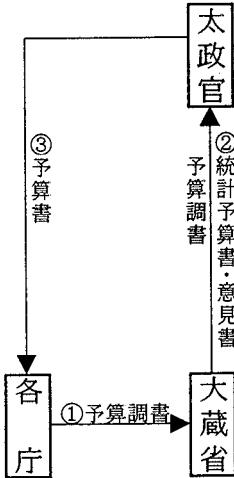
改正後の編成・審議手続を図示すると図6のようになる。各庁はまず、前年度の12月20日までに予算調書で大蔵省に送付する。次いで、大蔵省は予算調書に基づいて統計予算書を作成し、大蔵卿意見書を添えて前年度の5月5日までに太政官に提出する。太政官はこれらの予算書類を審議し、前年度の6月5日までに予算を決定する。最後に、太政官は各庁に予算書を布達する。

主要な改正点は4つある。第1に、予算の編成・審議手続から会計検査院が排除された。太政官が「統計予算書等に就き直に之を審議する<sup>(42)</sup>」という意味で、

(40) 前掲「明治政史」上編『明治文化全集』第2巻、374ページ。

(41) 前掲、小柳『会計法』579ページ。

(42) 前掲『小野粹全集』第4巻、215ページ。



出所：「明治15年会計法」より作成

図6 編成・審議手続（明治15年）

制度は旧に復されたのである。予算の審議機能は弱体化したと言ってよい。参事院を有するとはいえ、膨大な予算書類を逐一審議する能力が太政官にあったとは考えにくいからである。第2に、大蔵省における統計予算書と大蔵卿意見書の作成期限が、前年度の4月10日から5月5日まで25日間延長された。第3に、大蔵卿意見書の対象が、各庁の予算のうち「増減ヲ要スルモノ」から予算全体に拡大された。これらの改正はいずれも大蔵省の予算編成機能を強化するものであった。大蔵省は依然として予算査定権を認められ

なかったが、審議機能の弱体化によって事実上の査定権を行使できる可能性は存在した。しかし、その可能性も潰れる。当時最大の懸案であったインフレ問題を解決するため、松方が政策の舵を大きく切ったからである。明治15年4月、紙幣消却に資するため太政官は3ヶ年度の「通常経費定額据置<sup>(43)</sup>」を決定する。各庁は経費の定額据置と引き換えに、予算の流用と繰越を広範に認められたため、<sup>(44)</sup> 予算を査定する意味がほとんどなくなってしまった。結局、大蔵省の予算査定権の確立は、明治18年歳入出予算条規<sup>(45)</sup>の制定を待たねばならなかった。第4の改正点は、各庁への予算書の布達を明文化したことである。この改正は明治14年会計法の不備を補ったもので、予算書の公布を規定したものではない。

(43) 明治15年太政官達第21号。

(44) 長山貴之「松方財政初期における予算の流用と繰越」『経済論究(九州大学)』第96号、1996年11月、221-73ページ。

(45) 明治18年太政官達第11号。

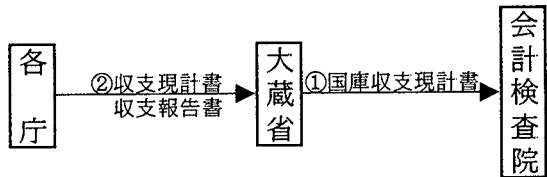
(46) 高橋誠「明治財政機構の成立過程」狭間源三編『講座・日本資本主義発達史論』第1巻、日本評論社、1968年、212ページ。



予算書の公布はあくまで慣例上行われていたに過ぎず、明文規定は存在しなかった。

## 2. 執行・報告手続

予算執行時に小科目以上の流用が必要な場合、各庁は大蔵省の承認を受けることになった。承認後、大蔵省は会計検査院に通知する。但し「事務ノ興廃伸縮ニ係ルモノ」には依然として太政官の許可が必要であった。明治 14 年会計法では、小科目以上の総ての流用に太政官の許可が必要であったことを考えると、「明治一五年会計法の方が流用に寛大である<sup>(47)</sup>」という評価は妥当なものだろう。また、総ての現金は大蔵省が直接管守すべきであるという原則も明記された。しかし、これには「大蔵省ハ便宜之ヲ各庁ニ委託スルヲ得ヘシ」という例外規定も設けられていた。これは、各庁の為替方を務め官金に多くを依存していた三井銀行や安田銀行などへの影響を配慮した結果である。大蔵省による国庫の統一管理は漸進的に進められた<sup>(48)</sup>。



出所：「明治 15 年会計法」より作成

図 7 報告手続（明治 15 年）

改正後の報告手続を図示すると図 7 のようになる。大蔵省の出納局長は毎月、国庫収支現計書を作成し、翌月の 7 日までに会計検査院に送付する。各庁の会計主務官吏は毎月、収支現計書と収支報告書を作成し、翌月の 7 日までに大蔵省に送付する。

図 7 の国庫収支現計書は図 4 の国庫出納報告書に当たる。また図 4 の出納勘定帳は収支現計書と収支報告書に分割された。これによって、予算制度から「勘

(47) 前掲，小柳『会計法』7 ページ。

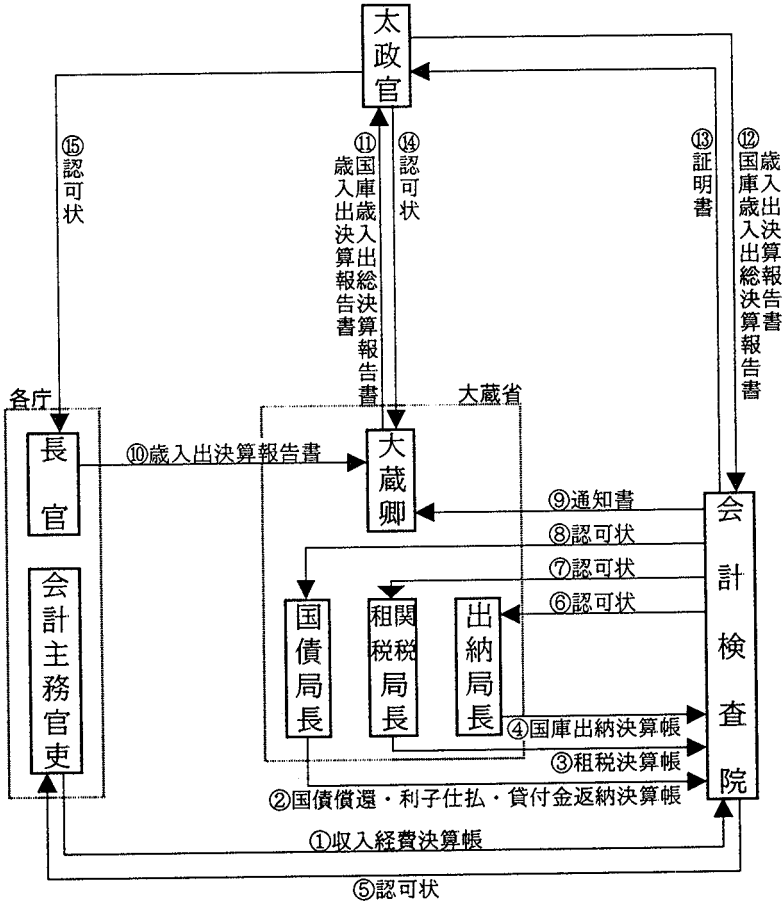
(48) 深谷徳次郎『明治政府財政基盤の確立』御茶の水書房，1995 年，104-6 ページ。

定帳」の名称が消滅した。報告手続に関する書類の名称は、「現計書」に統一されたのである。

報告手続の主要な改正点は3つある。第1に、国庫収支現計書の作成頻度が毎日から毎月に緩和された。これにより大蔵省の事務負担は大きく軽減された。第2に、収支現計書及び報告書の送付先から会計検査院が外され、大蔵省単独になった。これにより、予算の執行過程における会計検査院の権限は大きく縮小した。会計検査院は実地検査を行えるとはいえ、各庁の予算の執行状況を逐一把握することは難しくなった。収支現計書及び報告書については、送付期限も翌月20日から翌月7日まで約2週間短縮されたが、送付先が大蔵省単独になったことを考慮すれば、各庁の事務負担はそれほど増加しなかったものと思われる。第3に、租税勘定帳や国債償還等の勘定帳が決算手続に再び戻された。この意味では、改正後の報告手続は草案のそれに近い。報告手続は大幅に簡素化された。

### 3. 決算手続

改正後の決算手続を図示すると図8のようになる。まず、各庁の会計主務官吏は収入経費決算帳を作成し、翌年度の4月30日までに会計検査院に提出する。また、大蔵省の租税局長と関税局長は租税決算帳を、国債局長は国債償還、利子支払、貸付金返納の各決算帳を、出納局長は国庫出納決算帳を作成し、翌年度の4月30日までに会計検査院に提出する。会計検査院はこれらの決算帳を翌々年度の4月30日までに検査、判定し、各庁の会計主務官吏と大蔵省の各局長に認可状を交付する。同時に大蔵卿には、各庁に認可状を交付した旨を通知する。ここでは次のことを断っておかなければならない。検査期間が翌々年度の4月30日までと明文で規定されているのは各庁の決算帳だけであり、大蔵省の決算帳については検査期間が明示されていない。しかし決算手続の進行を考えるなら、大蔵省の決算帳も同じ頃までに検査を終えていなければ、後続の手続に支障を来す。従って、大蔵省の決算帳も翌々年度の4月30日までには検査を完了するものと見なした。大蔵省の決算帳のみ検査期間を明示しなかった



出所：「明治15年会計法」より作成

図 8 決算手続 (明治 15 年)

のは、会計検査院と大蔵省との力関係に配慮したものとも取れるが、単純な立法上の不備である可能性の方が高い。次いで、各庁の長官は歳入出決算報告書を作成し、翌々年度の5月31日までに大蔵省に送付する。大蔵卿はそれらを参考に国庫歳入出総決算報告書を作成し、歳入出決算報告書とともに太政官に提出する。太政官は直ちにそれらを会計検査院に送付する。会計検査院が国庫歳

入出総決算報告書と歳入出決算報告書を検査し、その内容に誤りがないことを太政官に証明すると、太政官は大蔵卿及び各庁長官に認可状を交付する。

図8の租税決算帳と国債償還・利子支払・貸付金返納決算帳は、それぞれ図4の租税勘定帳と国債償還等勘定帳に当たり、報告手続から決算手続に再度移されたものである。図8の国庫出納決算帳は図5の国庫出納決算報告書に、同じく図8の国庫歳入出総決算報告書は図5の歳入出決算報告書に対応する。図5の収入経費決算報告書は収入経費決算帳と歳入出決算報告書に分割された。図5の租税皆済帳は収入経費決算帳に吸収された。こうして、草案で用いられた「決算帳」という名称が復活したのである。また、図5の歳入出概定表は廃止され、太政官は決算の速報値を入手できなくなった。

決算手続における主要な改正点は4つある。第1に、収支命令官である各庁長官と執行官である会計主務官吏の責任解除を明確に区別した。会計主務官吏の出納責任の解除手続は図8の①から⑨で、各庁長官の責任解除は⑩から⑮で表される。これらは、明治14年4月に公布された「各庁長官ト会計主務官吏トノ分掌方」<sup>(49)</sup>に対応するものであった。第2に、会計検査院による収入経費決算帳の検査期間を1年と明示した。しかし、決算報告書の検査期間は依然として定められないままであった。第3に、決算報告書の作成及び提出権を大蔵省に認めた。各庁の長官が作成した歳入出決算報告書は、会計検査院に直接送られるのではなく、まず大蔵省に送付される。また大蔵卿は、自省で国庫歳入出総決算報告書を作成できることになった。これらの改正はいずれも決算過程の制度整備を目指したものであるが、決算報告書の作成及び提出権を失ったことでも解るように、会計検査院の権限はかえって狭められた。換言すれば、機能の純化を強いられた。また、検査期間を一部明示することによって、会計検査院に対する拘束も強化された。決算過程の制度整備が進むにつれて、会計検査院は純粋な財政監督機関になっていくのである。第4の改正点は、決算報告書の公達規定の削除である。予算書の公布規定が存在しないことは既に述べたが、

(49) 明治14年太政官達第36号。

決算報告書についても予算書に合わせて公達規定を削除した。これは制度整備の「後退」と考えてよいだろう。

## V 会計検査院章程

会計検査院章程は会計検査院の職務を規定する法令であり、会計法と重複する部分も多い。ここでは、会計検査院が司法機関に準ずる扱いを受けていた点にのみ言及しておく。起草及び制定時の会計検査院章程には、会計検査院の宣告は終審のものであるという規定が存在した。これはフランスの会計裁判所制度を輸入したことの根拠とされるが、明治15年の改正時には削除されてしまう。この削除自体は、決算過程における会計検査院の権限縮小を意味するとはいえ、当時の予算制度を根本から変革するようなものではなかつただろう。しかし、加藤(1980)らが主張する米国型から欧州大陸型への予算制度の移行は、傍証によって可能性が強く示唆されているだけで<sup>(50)</sup>、厳密に実証された訳ではない。今後は、日米欧の予算関連法規や制度を逐一比較するような綿密な研究が必要だろう。

## VI 結びに替えて

大蔵省は明治14年会計法の下でも予算編成権を保有していた。しかし、査定権は認められなかった。従来、大蔵省は査定権を含む編成権を有していたが、実際にはそれを行使することができなかった。従って、大蔵省は名目上保有していた査定権を失ったに過ぎない。また、会計検査院は太政官から予算審議権の大部分を委譲されたが、やはりそれを行使することができなかった。明治14年の政変を受けて、会計法が翌15年に早くも改正されてしまうためである。明治15年改正会計法の下でも、大蔵省は査定権を伴わない編成権しか保有していない。しかし、予算の編成・審議過程から会計検査院が排除され、審議機能を太政官が単独で担うことになったため、大蔵省が事実上の査定権を行使できる

(50) 前掲、加藤『日本の行財政構造』、107ページ。

可能性は存在した。しかし、3ヶ年度定額据置の決定により、その可能性も失われた。結局、大蔵省の予算査定権が会計法によって確立することはなかったのである。

会計法には、予算の執行手続に関する規定がほとんど存在しない。代わりに、予算執行時の報告手続が細かく定められていた。この報告手続と決算手続は密接な関係にある。起草、制定、改正の各段階における会計法を比較すると、報告手続と決算手続の間で制度の入れ換えが行われたことが解る。最終的には、報告手続は簡素化され、大部分の手続が決算過程に移された。明治15年改正会計法の下では、収支命令官である長官と出納執行官である会計主務官吏の責任が明確に区別され、両者の責任解除手続も分離された。長官が国家の最高機関である太政官によって責任を解除されるのに対し、会計主務官吏は準司法機関である会計検査院によって責任を解除される。しかし、決算過程の制度整備が進んでも、会計検査院の権限はほとんど強化されなかった。逆に、決算報告書の作成権や提出権などを失ってきえている。これは、明治14年会計法の下での会計検査院の権限が余りに大き過ぎたことの反映でもある。

会計法は予算制度の整備に大きく貢献したが、それは主に決算過程においてであり、編成・審議過程では見るべき成果を挙げるができなかった。一般に、編成・審議過程は決算過程と比較して政治的な対立の影響を受けやすい。明治14年の政変により大隈らが辞職したため、政権内部の対立は相対的に緩和された。その後、明治17年経費金支出条規<sup>(51)</sup>、明治18年歳入出予算条規<sup>(52)</sup>、明治19年歳入歳出納規則<sup>(53)</sup>と立て続けに予算制度の整備が進む。大蔵省の予算査定権が確立し、国庫の統一がほぼ完成するのは、この時期である。次稿では、これらの法令によって規定された明治10年代後半の予算制度を分析する。それは明治憲法制定以前における予算制度の最終形態でもある。

(51) 明治17年太政官達第61号。未施行。

(52) 明治18年太政官達第11号。

(53) 明治19年閣令第3号。

表 1 会計法

改正会計法 (M15年1月)		会計法 (M14年4月)		会計法草案 (M14年3月)	
I 章 総則		I 章 総則		I 章 総則	
1 条	会計は予算に起り之に拠て出納し決算に結了す	1 条	凡そ会計は予算に起り之に拠て出納し決算に結了す	1 条	凡そ会計は予算に起り之に拠て出納し決算に結了す
2 条	会計は其年七月一日に起り翌年六月三十日に終る之を一週年度とす	2 条	会計は其年七月一日より翌年六月三十日に至るを以て一週年度とし甲年の収支に係る金額を以て乙年の収支に混用するを得す	2 条	会計は其年七月一日より翌年六月三十日に至るを以て一週年度とし甲年の収支に係る金額を以て乙年の収支に混用するを得す
8 条	各斤に於ては歳入を以て直年に歳出に移用し若くは甲年の収支に係る金額を以て乙年の収支に混用するを得す	3 条	歳計を大別して常用準備の二種とし常用準備を分て各歳入歳出の二部とす	3 条	歳計を大別して常用準備の二種とし常用準備を分て各歳入歳出の二部とす
3 条	常用準備の二種とす	4 条	常用の歳入出は經常臨時の二部に区分し準備歳入出は本部減價の二部に区分す	4 条	常用の歳入出は經常臨時の二部に区分し準備歳入出は本部減價の二部に区分す
4 条	常用は歳入と歳出とに区分し歳入歳出各別つて經常臨時の二部とす	5 条	歳入科目を分て大科目小科目とす但科目の解疏は明治十四年四月第三拾四号達に拠るべし	5 条	歳入科目を分て大科目小科目とす但科目の解疏は明治十四年四月第三拾四号達に拠るべし
5 条	歳入科目を分て大科目小科目とす但科目の解疏は明治十四年四月第三拾四号達に拠るべし	6 条	歳出科目を分て大科目中科目小科目とし細科目に附するに細節を以てす但科目の解疏は明治十二年十月第五十号達に拠るべし	6 条	歳出科目を分て大科目中科目小科目とし細科目に附するに細節を以てす但科目の解疏は明治十二年十月第五十号達に拠るべし
6 条	歳出科目を分て大科目中科目小科目とし細科目に附するに細節を以てす但科目の解疏は明治十二年十月第五十号達に拠るべし				

+31条

改正会計法(M15年1月)	
2章	歳入出予算
9条	歳入中租税予算調書は大蔵省に於て其徴収の任ある各府県に於て其徴収の任あり更に他の諸収入を調製し各府県に於て之を調製すべし
10条	各府県に於ては予算調書の経費予算を各府県に於て之を調製すべし
11条	各府県に於ては予算調書の経費予算を各府県に於て之を調製すべし
12条	各府県に於ては予算調書の経費予算を各府県に於て之を調製すべし

+10条  
改正

会計法(M14年4月)	
2章	歳入出予算
7条	歳入出予算は各府県の申立てに就き大蔵省之を調製し各府県に於て決定す
8条	各府県に於ては予算調書を調製し各府県に於て之を調製すべし
9条	各府県に於ては予算調書を調製し各府県に於て之を調製すべし
10条	各府県に於ては予算調書を調製し各府県に於て之を調製すべし

会計法草案(M14年3月)	
2章	歳入出予算
7条	歳入出予算は各府県の申立てに就き大蔵省之を調製し各府県に於て決定す
8条	各府県に於ては予算調書を調製し各府県に於て之を調製すべし
9条	各府県に於ては予算調書を調製し各府県に於て之を調製すべし
10条	各府県に於ては予算調書を調製し各府県に於て之を調製すべし



<p>会計法草案(M14年3月)</p> <p>大蔵省は前数案の予算調製しを以て統計予算書を調製し、予算調書と共に四月十日までに太政官へ進達し、太政官は直に之を會計検査院へ送付す。</p> <p>11条</p>	<p>大蔵省は統計予算書の各意、其増減を要するものは、各開申の事、由と大蔵卿の意見とを詳記し、統計予算書と共に之を太政官へ進達す。</p> <p>12条</p>	<p>會計検査院は、予算調書、統計予算書、及ひ大蔵卿の意見、見、日、より、二十日を限り、之を議し、直に太政官へ進達す。</p> <p>13条</p>	<p>太政官に於ては、會計検査院より進達したる予算書を審議し、六月五日迄に之を決定す。</p> <p>14条</p>
---	--	--	--

修正

<p>会計法(M14年4月)</p> <p>大蔵省は前数案の予算調製しを以て統計予算書を調製し、予算調書と共に四月十五日迄に太政官へ進達し、太政官は直に之を會計検査院へ送付す。</p> <p>11条</p>	<p>大蔵省は統計予算書の各意、其増減を要するものは、各開申の事、由と大蔵卿の意見とを詳記し、統計予算書と共に之を太政官へ進達す。</p> <p>12条</p>	<p>會計検査院は、予算調書、統計予算書、及ひ大蔵卿の意見、見、日、より、二十日を限り、之を議し、直に太政官へ進達す。</p> <p>13条</p>	<p>太政官に於ては、會計検査院より進達したる予算書を審議し、六月五日迄に之を決定す。</p> <p>14条</p>
---	--	--	--

改正

改正

<p>改正会計法(M15年1月)</p> <p>大蔵省は各予算調書を以て統計予算書を調製し、予算調書と共に前年度五月五日迄に之を太政官へ進達す。</p> <p>13条</p>
---

<p>太政官に於ては、太蔵省進達したる予算書類に就き之を審議し、前年度六月五日迄に其予算を決定す。</p> <p>14条</p>	<p>太政官に於ては、前案予算決定の上は之を各庁に布達す。</p> <p>15条</p>
--	--



改正会計法(M15年1月)	各庁に於て歳入予算上に増減を生ずるときは毎三ヶ月之を大蔵省に通知し大蔵省は之を太政官に上申し会計検査院に通知すへし	20条
3章	金銭出納 各庁の出納は其長官より收支の命令を其会計主務官吏に下し会計主務官吏を執行す切符を以て其收支を執行す	22条
	凡そ出納は各庁長官より收支の命令を其会計主務官吏に於て其取支を執行するものとす但恒例の出納は其時々命令を要せず会計主務官吏に於て其取支を執行するを得	
	凡そ出納の記簿は複記式を用ふべし若し其式様を変更せんとするときは会計検査院の承認を讀くべし	34条
	記簿は長官の命令書若しくは会計主務官吏の調書を憑拠として之れか記入を為すべし	35条

+23条

統合  
34条

会計法(M14年4月)	各庁に於て歳入予算上に増減を生ずるときは大蔵省へ通知し大蔵省は之を太政官へ上申し会計検査院へ通知すへし	19条
3章	金銭の出納 凡そ出納は各庁長官より收支の命令を其会計主務官吏に於て其取支を執行するものとす但恒例の出納は其時々命令を要せず会計主務官吏に於て其取支を執行するを得	20条
	凡そ出納の記簿は複記式を用ふべし若し其式様を変更せんとするときは会計検査院の承認を讀くべし	21条
	記簿は長官の命令書若しくは会計主務官吏の調書を憑拠として之れか記入を為すべし	22条
	記簿の重要なものは日記簿、原簿、現金受払簿、予算簿の四種とす其補助簿を設くるは各庁の便宜に任す	23条

修正

修正

会計法草案(M14年3月)	各庁に於て歳入予算上に増減を生ずるときは大蔵省へ通知し大蔵省は之を太政官へ上申し会計検査院へ通知すへし	19条
3章	金銭物品の出納 凡そ出納は各庁長官より收支の命令を其会計主務官吏に於て其取支を執行するものとす	20条
	凡そ出納の記簿は複記式を用ふべし若し其式様を変更せんとするときは会計検査院の承認を讀くべし	21条
	記簿は長官の命令書を憑拠として之れか記入を為すべし	22条
	記簿の重要なものは日記簿、原簿、現金受払簿、予算簿の四種とす其補助簿を設くるは各庁の便宜に任す	23条

改正会計法(M15年1月)	各庁に於て日記簿原簿現金受払簿を算簿を取捨し及び其式様を變更し若しくは補助簿を設くるときは大蔵省の承認を請くべし大蔵省に於て之を承認したるときは大蔵省国庫出納の記簿は会計検査院の承認を請くべし	36条
	国庫の出納は別段の条規に依り大蔵卿之を管理す	23条
	歳入は其法律規程により之を収入すべし	24条
	歳出は其予算に基き通常の費途に限り各庁及び東京府は其年額を十二分し使府は在外公館は之を四分し其他は實際支出すべき時に臨み交付すべし	25条
	大蔵省出納局長は毎二且其出納する所の金額科目及び必要を摘記したる収支現計書を作り翌月七日迄に之を會計検査院に報告すべし	26条

+21条  
改正

改正

改正

会計法(M14年4月)	前条四種の帳簿を取捨し及び補助簿を設くるときは會計検査院の承認を請くべし	24条
	国庫の出納は別段の出納条規に拠り大蔵卿之を管理すべし	25条
	歳入は法律規則に指定せし期限内に拠て之を収入すべし	26条
	歳出中通常の費途は各庁(使府県を除く)は其年額を十二分し使府県は之を四分し在外公館は之を二分し其他は實際支出すべき時に臨み交付すべし	27条
	大蔵省は国庫に於て日々事納する所の金額科目及び事由を詳記し其毎翌日會計検査院へ報告すべし	28条

会計法草案(M14年3月)	前条四種の帳簿を取捨し及び補助簿を設くる時は會計検査院の承認を請くべし	24条
	国庫の出納は別段の出納条規に拠り大蔵卿之を管理すべし	25条
	歳入は法律規則に指定せし期限内に拠て之を収入すべし	26条
	歳出中通常の費途は各庁(使府県を除く)は其年額を十二分し使府県は之を四分し在外公館は之を二分し其他は實際支出すべき時に臨み交付すべし	27条
	大蔵省は国庫に於て日々事納する所の金額科目及び事由を詳記し其毎翌日會計検査院へ報告すべし	28条

改正会計法(M15年1月)
蔵入出決算上に於て蔵入に 残余を生せしときは之を準備 金に繰入すべし
32条

各庁に於て決算上残余ある ときは之を大蔵省に還納す べし但別段の規則あるもの は此限にあらず
30条
各庁に於て出納すへき現金 は大蔵省に於て遵守すへき ものとし大蔵省は便宜之を 各庁に委託するを得べし
21条

作業費の出納は興業費と 業費とに区分し興業費は通 常経費の制に依り営業費は 5章 45条 其資本として之を据置くべし
---

合  
8

改正

会計法(M14年4月)
29条 蔵入出決算上に於て蔵入に 残余を生せし時は之を準備 金に繰入すべし
30条 各庁の蔵入は各部の取額を 本庁へ採集して之を大蔵省 へ納付し其蔵出は大蔵省よ り本庁へ受領して之を各部 へ分賦すべし
31条 各庁は其蔵入金額を以て直 ちに之を蔵出に移用するを 得す
32条 各庁は経費決算に際し其残 余ある時は大蔵省へ還納す べし
33条 各庁現金及び物品の管守並 に其出納は該庁会計主務官 を掌として之を掌とらしむべし
34条 現金の管守出納を銀行等に 掌とらしむる時は成規に依 り抵当品を差出さしむべし 作業費の出納は興業費と 業費とに区分し興業費は工 業費として編入し営業費は工 業開始の際資本金額を定め て之を貸与すべし
35条

修正

会計法草案(M14年3月)
29条 蔵入出決算上に於て蔵入に 残余を生せし時は之を準備 金に繰入すべし
31条 各庁の蔵入は各部の取額を 本庁へ採集して之を大蔵省 へ納付し其蔵出は大蔵省よ り本庁へ受領して之を各部 へ分賦すべし
33条 各庁は其蔵入金額を以て直 ちに之を蔵出に移用するを 得す
34条 各庁は経費決算に際し其残 余ある時は大蔵省へ還納す べし
35条 各庁現金及び物品の管守並 に其出納は該庁会計主務官 を掌として之を掌とらしむべし
36条 現金の管守出納を銀行等に 掌とらしむる時は成規に依 り抵当品を差出さしむべし 作業費の出納は興業費と 業費とに区分し興業費は工 業費として編入し営業費は工 業開始の際資本金額を定め て之を貸与すべし
37条

改正会計法 (M15年1月)	<p>各庁会計主務官等は毎一月出納する所の金員科目及び事務要を摘記したる収支現計書及ひ報告書を作り翌月七日迄に之を大蔵省に報告すべし</p> <p>各庁に於て一の会計主務官吏の所部局あるものは前条に依り収支現計書及ひ報告書を内主務官に報告すべし但し在外公館は毎三ヶ月に区分し翌月中其庁を發遣すべし</p> <p>大蔵省租税局長及ひ関税局長は毎會計年度租税決算帳を調製し翌年四月三十日迄に之を會計検査院に証明し其認可を請くべし</p>
27条	
28条	
4章 37条	

改正

改正

会計法 (M14年4月)	<p>營業資本金は營業上諸般の費用を弁し其回収の金額を以て之を償還し其余は益金として之を大蔵省へ收入す若し營業資本に不足を生ずる時は更に歳入より之を補填すべし</p> <p>各庁に於ては毎年度の収入と經費とを分ち其精算の既済未済を區別し官省院庁局は毎月使府県は毎三ヶ月在外公館は毎六ヶ月出納勘定帳を翌月二十日迄に調製し之を會計検査院及ひ大蔵省へ送付すべし</p> <p>大蔵省は毎三ヶ月租税勘定帳を編成して翌月二十日迄に之を會計検査院へ差出すべし</p>
36条	
37条	
38条	

修正

会計法草案 (M14年3月)	<p>營業資本金は營業上諸般の費用を弁し其回収の金額を以て之を償還し其余は益金として之を大蔵省へ收入す若し營業資本に欠額を生ずる時は更に歳入より之を補填すべし</p> <p>各庁に於ては毎年度の収入と經費とを分ち其精算の既済未済を區別し官省院庁局は毎月使府県は毎三月在外公館は毎六月出納勘定帳を翌月二十日迄に調製し之を會計検査院及ひ大蔵省へ送付すべし</p> <p>大蔵省は各庁より送付せし租税皆済帳を調査統計し租税決算帳を編成して翌年三月三十日迄に之を會計検査院へ差出すべし</p>
38条	
32条	
4章 45条	

会計法草案(M14年3月)	会計法(M14年4月)	改正会計法(M15年1月)
<p>各庁は毎会計年度貸付金返納の期約に従ひ収入せし員額を調理し其勘定帳を編成して翌年度八月三十日迄に之を大蔵省へ送付すべし大蔵省は此勘定帳を調査統計し決算帳を編成して其三月三十日迄に會計検査院へ差出すべし</p> <p>4 章 47 条</p>	<p>大蔵省は毎三ヶ月且国債償還紙幣支消費備金の収支起業基金の受払及び貸付金繰上金返納等の勘定帳を會計検査院へ差出すべし</p> <p>39 条</p>	<p>大蔵省国債局長は毎会計年度国債償還利子仕払貸付金返納の決算帳を調製し翌年度四月三十日迄に之を會計検査院に証明し其認可を請くべし</p> <p>4 章 38 条</p>
<p>出納は會計年度七月一日に於て之を開始し該年度経過後八ヶ月を限り之れを閉鎖すべし</p> <p>39 条</p>	<p>一周年度の出納は七月一日に於て之を開始し該年度経過後八ヶ月を限り之を閉鎖すべし</p> <p>40 条</p>	<p>出納は會計年度経過後八ヶ月を限り之を閉鎖すべし但月閉鎖後と雖も會計検査院の決算検査上より出納をなすは此限に非ず</p> <p>33 条</p>
<p>各庁に於て出納閉鎖の期に際し若し収入支出の決算に至らざるものある時は其事由を會計検査院及び大蔵省へ開申すべし</p> <p>40 条</p>	<p>各庁に於て出納閉鎖の期に際し若し収入支出の決算に至らざるものある時は其事由を會計検査院及び大蔵省へ開申し翌年度に於て其決算をなすべし</p> <p>41 条</p>	<p>各庁に於て出納閉鎖の期に若し収支の決算に至らざるものあるときは其事由を大蔵省に開申し翌年度に於て其決算を為すべし</p> <p>29 条</p>
<p>出納閉鎖の後決算帳簿の検査上より差違を生ずる時は其額内に限り閉鎖後四ヶ月以内之を出納するを得べし各庁の出納は別段の管管理規に依り該厅长官之を管理すべし</p> <p>41 条</p> <p>30 条</p>	<p>出納閉鎖の後帳簿の検査上より差違を生ずる時は其額内に限り閉鎖後四ヶ月以内之を出納するを得べし各庁金銭出納の細則は其長官の上請に依り別之を定むべし</p> <p>42 条</p> <p>43 条</p>	<p>各庁の會計規程は大蔵省を經由して太政官の決裁を乞ふべし</p> <p>5 章 49 条</p>

+48条  
修正

修正

改正

+42条

改正

統合  
33条

改正

<p>会計法草案(M14年3月)</p>	
<p>4章 歳入出決算</p>	<p>凡そ歳入出の決算は各庁收支の決算額を会計検査院に証明し該院に於て其認可状を附与するものとす</p>
<p>42条</p>	<p>歳入出の決算は歳入に於ては現金を大蔵省へ納付し其領収書に拠り歳出に於ては現金を正當の請取人へ交付し其領収書に拠り他の其文書の属すべし</p>
<p>43条</p>	<p>各庁経費甲建築等の費項にして該年度最初決定の予算に於て既に予算の如く竣工に至らざるもの如く竣工の類に限り三ヶ月間決算を要するものは事由を請くべし但予算決定の後他費流用又は増費等を以て起り六月十日を以て決算すべし</p>
<p>50条</p>	<p>各庁経費甲建築等の費項にして該年度最初決定の予算に於て既に予算の如く竣工に至らざるもの如く竣工の類に限り三ヶ月間決算を要するものは事由を請くべし但予算決定の後他費流用又は増費等を以て起り六月十日を以て決算すべし</p>

修正

<p>会計法(M14年4月)</p>	
<p>4章 歳入出決算</p>	<p>凡そ歳入出の決算は各庁收支の決算額を会計検査院に証明し太政官より之を公達すべきものとす</p>
<p>44条</p>	<p>歳入出の決算は歳入に於ては現金を大蔵省へ納付し其領収書に拠り歳出に於ては現金を正當の請取人へ交付し其領収書に拠り他の其文書の属すべし</p>
<p>45条</p>	<p>各庁経費甲建築等の費項にして該年度最初決定の予算に於て既に予算の如く竣工に至らざるもの如く竣工の類に限り三ヶ月間決算を要するものは事由を請くべし但予算決定の後他費流用又は増費等を以て起り六月十日を以て決算すべし</p>
<p>46条</p>	<p>各庁経費甲建築等の費項にして該年度最初決定の予算に於て既に予算の如く竣工に至らざるもの如く竣工の類に限り三ヶ月間決算を要するものは事由を請くべし但予算決定の後他費流用又は増費等を以て起り六月十日を以て決算すべし</p>

改正

<p>改正会計法(M15年1月)</p>	
<p>4章 歳入出決算</p>	

<p>3章 31条</p>	<p>各庁に於て諸建築等の事業に就き特定たる金額ありし予算の如く竣工に至らざるものは大蔵省の承認を得て該年度後三ヶ月間其金額を使用することを得</p>
---------------	---



<p><b>改正会計法(M15年1月)</b> 大蔵省出納局長は毎会計年度に属する国庫出納の決算帳を調製し翌年度四月三十日迄に之を會計検査院に証明し其認可を請くへし</p> <p>39条</p>	<p>各庁会計主務官吏は毎会計年度収入経費決算帳を調製し翌年度四月三十日迄に之を會計検査院に証明し其認可を請くへし</p> <p>40条</p>
<p>41条</p>	<p>會計検査院は翌々年度四月迄に各庁の決算を審査判定し其認可を宣告すへし但認可をなすときは之を大蔵省に通知すへし</p> <p>42条</p>

改正

改正

<p><b>会計法(M14年4月)</b> 大蔵省は毎会計年度国庫の出納決算報告書を編成し出納閉鎖後六ヶ月限り會計検査院へ差出すへし</p> <p>47条</p>	<p>租税徴収の任ある各庁は法律規則に指定したる各種租税の皆納期限後四ヶ月以内の皆済帳を作り之を大蔵省へ送付すへし</p> <p>48条</p>	<p>各庁は毎会計年度の決算益金及び雑収入の決算報告書を編成し出納閉鎖後五ヶ月限り會計検査院へ差出すへし</p> <p>49条</p>	<p>各庁は毎会計年度諸経費の決算報告書を編成し出納閉鎖後五ヶ月限り會計検査院へ差出すへし</p> <p>50条</p>
---	--	---	--

修正  
分割  
39条

修正

修正

<p><b>会計法草案(M14年3月)</b> 大蔵省は毎会計年度国庫の出納、国債償還、紙幣支消、準備金の収支、起業基金受払の決算帳を編成し翌年度三月三十日迄に會計検査院へ差出すへし</p> <p>48条</p>	<p>各庁は法律規則に指定したる各種租税の皆納期限後四ヶ月以内の皆済帳を作り之を大蔵省へ送付すへし</p> <p>44条</p>	<p>各庁は毎会計年度決算益金及び雑収入の決算帳を編成し翌年度二月迄に會計検査院へ差出すへし</p> <p>46条</p>	<p>各庁は諸経費の決算帳を編成し翌年度二月迄に會計検査院へ差出すへし</p> <p>49条</p>
--	--	---	--

会計法草案(M14年3月)

5章	雑則
51条	準備金は其管理の規程に拠り大蔵卿之を管す 大蔵省に於ては毎月常用金の在る種類の内訳及び償額準備金の起業基金等預け金の低当品の内訳を調製し翌月七日迄に會計検査院へ報告すへし
52条	大蔵省に於ては毎年度常用金の在る種類の内訳及び償額準備金の起業基金等預け金の低当品の内訳を調製し翌月七日迄に會計検査院へ報告すへし
53条	大蔵省は毎會計年度末に於て該年度に属する収支を概定せんか為め其現出額を調製し八月二十五日迄に大蔵省へ報告すへし

会計法(M14年4月)

5章	雑則
51条	準備金は其管理の規程に拠り大蔵卿之を管す 大蔵省に於ては毎旦常用金の在る種類の内訳及び償額準備金の起業基金等預け金並其増減及び内訳表を調製し翌日七日迄に會計検査院へ報告すへし
52条	大蔵省に於ては毎會計年度末に於て該年度に属する収支を概定せんか為め其現出額を調製し八月二十五日迄に大蔵省へ報告すへし
53条	大蔵省は毎會計年度末に於て該年度に属する収支を概定せんか為め其現出額を調製し八月二十五日迄に大蔵省へ報告すへし

改正会計法(M15年1月)	大蔵卿は毎會計年度末に於て該年度に属する収支を概定せんか為め其現出額を調製し八月二十五日迄に大蔵省へ報告すへし
43条	大蔵省に於ては毎會計年度末に於て該年度に属する収支を概定せんか為め其現出額を調製し八月二十五日迄に大蔵省へ報告すへし
5章	雑則
51条	準備金は別段の規程に依り大蔵卿之を管す
7条	大蔵省に於ては毎會計年度末に於て該年度に属する収支を概定せんか為め其現出額を調製し八月二十五日迄に大蔵省へ報告すへし
44条	大蔵省に於ては毎會計年度末に於て該年度に属する収支を概定せんか為め其現出額を調製し八月二十五日迄に大蔵省へ報告すへし

改正

改正会計法(M15年1月)

<p>54条</p>	<p>製造場等を管する各庁は毎年度其作業の損益及び資本金償却等の計算報告書を作り決算報告書と共に之を會計検査院へ送付す</p>	<p>55条</p>	<p>各庁は本庁及び各部に供用すべき諸物品の出納を毎三ヶ月に区別し其計算表を翌月廿日迄に調製し之を會計検査院へ送付す</p>	<p>56条</p>	<p>各庁は本庁及び各部署所産の地所家屋其他官有財産の種類を分ち其価額を附したる計算表を製し毎年大減するときは之を通知す</p>	<p>57条</p>	<p>各庁は定規に依り地方税収入支出の予算及び決算報告書を製し内務大蔵両省へ進達し内務大蔵両省に於ては査閲承認の上總計表を添付し</p>
------------	---	------------	--	------------	--	------------	--

修正

修正

修正

<p>54条</p>	<p>製造場等を管する各庁は毎年度其作業の損益報告書を作り決算帳と共に之を會計検査院へ送付す</p>	<p>55条</p>	<p>各庁は本庁及び各部に供用すべき諸物品の出納を毎三ヶ月に区別し其計算表を翌月二十日迄に調製し之を會計検査院へ送付す</p>	<p>56条</p>	<p>各庁は本庁及び各部署所産の地所家屋其他官有財産の種類を分ち其価額を附したる計算表を製し毎年大減するときは之を通知す</p>	<p>57条</p>	<p>各庁は定規に依り地方税収入支出の予算及び決算報告書を製し内務大蔵両省へ進達し内務大蔵両省に於ては査閲承認の上總計表を添付し</p>
------------	--	------------	---	------------	--	------------	--

会計法草案(M14年3月)

改正会計法(M15年1月)	各庁に於て官金の棄捐を要するときは其事由を詳具し太蔵省を経由して太蔵省の決裁を乞ふべし但太蔵省は其申様に見解書を添付すべし	府県に於て官金の棄捐を要するときは其事由を太蔵省に具申し太蔵省は之を太蔵省に具申し其決裁を乞ふべし
46条		47条

48条	太蔵官に於て会計に關する事項を裁決したるときは其都度之を大蔵省及び会計検査院に達すべし
-----	---

改正

会計法(M14年4月)	凡そ官金の棄捐をなさんとするときは其状を具し太蔵官の裁可を請ふべし太蔵官に於て之を許可せしときは會計検査院及び大蔵省へ通知すべし	予算調書、統計予算書、決算書、報告書、出納記簿は會計検査院及派出検査官へ差出したる後其改削塗抹を為すべからず但検査官の承認を得たるものは此限にあらず	各庁並諸製造場等の物品会計の細則は別段の達を以て之を定むべし	此法に矛盾する従前の法規は廢止とす
58条		59条	60条	61条

修正

会計法草案(M14年3月)	凡そ官金の棄捐をなさんとするときは其状を具し太蔵官の裁可を請ふべし太蔵官に於て之を許可せしときは會計検査院及び大蔵省へ通知すべし	予算調書、統計予算書、及び予算に付大蔵卿の意見書、決算書、報告書、出納記簿上に於て金員科目等の改削塗抹を為すべからず但會計検査官の承認を得たるものは此限にあらず	各庁並諸製造場等の物品会計の細則は別段の達を以て之を定むべし	此法に矛盾する従前の法規は廢止とす
58条		59条	60条	61条

出所：『大隈文書』第3巻及び『法令全書』より作成

表 2 会計検査院章程

会計検査院草案(M14年3月)	
1 条	会計検査院は政府の歳計を審査監督し会計法規の統一を主持する所とす
2 条	歳入出予算の当否を審査し其意見を内閣に具申す
3 条	官金及び物品の出納官有財産管理の方を監査す
4 条	会計検査上に於て各事業の審査を要する時は其実況を視察し其得失を内閣に具申す
5 条	国庫及び各行政支の決算を審査判定し当該会計官吏に向て決算の状を宣告す

前条に依り為したる宣告は終審のものとする但内閣に於て其宣告を不当と認めたる時は更に本院に下して再審せしめ又は特別委員を命じて審理せしむることを得

会計検査院章程(M14年4月)	
1 条	会計検査院は政府の歳計を審査監督し会計法規の統一を主持する所とす
2 条	歳入出予算の当否を審査し其意見を内閣に具申す
3 条	官金及び物品の出納官有財産管理の方を監査す
4 条	会計検査上に於て各事業の審査を要する時は其実況を視察し其得失を内閣に具申す
5 条	国庫及び各行政支の決算を審査判定し当該会計官吏に向て決算の状を宣告す

前条に依り為したる宣告は終審のものとする但内閣に於て其宣告を不当と認めたる時は更に本院に下して再審せしめ又は特別委員を命じて審理せしむることを得

改正会計検査院章程(M15年1月)	
1 条	会計検査院は政府の歳計を審査し会計法規の統一を主持する所とす

4 条	会計の帳簿及びひ金銭物品の出納を検査し時宜に依り事業の実況を査閲するを得
2 条	歳入歳出の決算を審査判定し其証明者に向て認可の状を宣告す
3 条	各行政官会計の報告書に就て大政官に向てその計算を証明す
5 条	会計検査上要用と認むる書類は悉皆之を点検し及び其主務者の弁明を求むるを得

改正

改正会計検査院章程(M15年1月)	歳入出決算検査完了の後、其行務の成績及び会計に関する意見を掲述したる年報を調製し之を内閣に進呈す
7条	
6条	会計法規の創定、監査に関する其意見を内閣に建議するを得

8条	会計官吏会計の法規に違ふ者あるときは所屬長官に對し其旨を告知すべし但刑事に係る者も亦本条に連す
----	---

改正

会計検査院章程(M14年4月)	歳入出決算の報告及び行務の年報を調製し之を内閣に進呈す
7条	
8条	会計に関する法律規則及び内閣中処務課程の創定、監査に付其意見を内閣に建議することを得
9条	会計に関する法規の疑念を併明し之を各庁に通知することを得
10条	地方税収入支出の予算及び決算報告を査閲す
11条	会計主務官更会計の法規に違ふたるときは懲戒の断案を草し其稟任以上に係る者は内閣に上申し其判任以下に係る者は所屬長官に通報す但刑事に明文ある者は一面以て之を檢事に告知す
12条	会計検査院より発する文書は院長の名を以てし其決算の状を宣告するもの及び懲戒の断案は主任の検査官之に連署す

会計検査院章程草案(M14年3月)	歳入出決算の報告及び行務の年報を調製し之を内閣に進呈す
7条	
8条	会計に関する法律規則及び内閣中処務課定の創定、監査に付其意見を内閣に建議することを得
9条	会計に関する法規の疑念を併明し之を各庁に通知することを得
10条	地方税収入支出の予算及び決算報告を査閲す
11条	会計主務官更会計の法規に違ふたるときは懲戒の断案を草し其稟任以上に係る者は内閣に上申し其判任以下に係る者は所屬長官に通報す但刑法に明文ある者は一面以て之を檢事に告知す
12条	会計検査院より発する文書は院長の名を以てし其決算の状を宣告するもの及び懲戒の断案は主任の検査官之に連署す

出所：『大隈文書』第3巻及び『法令全書』より作成

## 参 考 文 献

- [1] 阪谷芳郎「日本会計法要覧」坪谷善四郎編『(政治学・経済学・法学)講習全書』第4編,博文館,1890年,1225-386ページ
- [2] 会計検査院記録掛編『会計検査院史』会計検査院,1896年
- [3] 明治財政史編纂会編『明治財政史』第1巻及び第4巻,丸善,1904年
- [4] 指原安三編「明治政史」上編,吉野作造編『明治文化全集』第2巻,日本評論社,1928年
- [5] 遠藤湘吉「財政制度(法体制準備期)」鶴飼・福島・川島・辻編『講座日本近代法発達史』第4巻,勁草書房,1958年
- [6] 久野秀男『官庁簿記制度論』税務経理協会,1958年
- [7] 早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』第3巻,早稲田大学社会科学研究所,1960年
- [8] 池田浩太郎「官金取扱政策と資本主義の成立」岡田俊平編『明治初期の財政金融政策』清明会,1964年,145-219ページ
- [9] 高橋誠『明治財政史研究』青木書店,1964年
- [10] 高橋誠「明治財政機構の成立過程」狭間源三編『講座・日本資本主義発達史論』第1巻,日本評論社,1968年,183-217ページ
- [11] 大蔵省百年史編集室編『大蔵省百年史』上巻,大蔵財務協会,1969年
- [12] 小峰保栄『財政監督制度の諸展開』大村書店,1974年
- [13] 会計検査院百年史編集室編『会計検査院百年史』正編,会計検査院,1980年
- [14] 加藤一明『日本の行財政構造』東京大学出版会,1980年
- [15] 早稲田大学大学史編集所編『小野梓全集』第4巻,早稲田大学出版部,1981年
- [16] 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第1巻,日本銀行,1982年
- [17] 室山義正『近代日本の軍事と財政』東京大学出版会,1984年
- [18] 大石嘉一郎『自由民権と大隈・松方財政』東京大学出版会,1989年
- [19] 小柳春一郎『会計法』日本立法資料全集4,信山社,1991年
- [20] 深谷徳次郎『明治政府財政基盤の確立』御茶の水書房,1995年
- [21] 長山貴之「明治九年大蔵省入納条例の構造と機能—明治初期における日本の予算制度」『経済論究(九州大学)』第95号,1996年7月,139-198ページ
- [22] 長山貴之「松方財政初期における予算の流用と繰越」『経済論究(九州大学)』第96号,1996年11月,221-73ページ
- [23] 長山貴之「明治前期公会計における複式簿記」『経済論叢(香川大学)』第70巻第4号,1998年3月,117-46ページ